

3 令和5年中収入がなく、就職によって令和6年中に収入(所得税)が発生した

令和5年時点 学生	
	
令和6年分所得税額(見込み)	0
所得税定額減税可能額	0
減税しきれない額(①)	0
令和6年度住民税所得割額	0
住民税定額減税可能額	0
減税しきれない額(②)	0
令和6年度調整給付額(①+②)	0
↓1万円単位で切り上げ	
令和6年度調整給付額(③)	0



令和6年時点 社会人	
	
令和6年分所得税額(実績)	22,000
所得税定額減税可能額	30,000
減税しきれない額(④)	8,000
令和6年度住民税所得割額	0
住民税定額減税可能額	10,000
減税しきれない額(⑤)	10,000
本来給付すべき額(④+⑤)	18,000
↓1万円単位で切り上げ	
本来給付すべき額(⑥)	20,000



所得税定額減税可能額 = (本人 + 扶養親族数) × 3万円
住民税定額減税可能額 = (本人 + 扶養親族数) × 1万円

令和6年度個人住民税は、令和5年中の所得等を基礎に計算するため、変動しません

差額(⑥ - ③)の2万円を
不足額として給付